

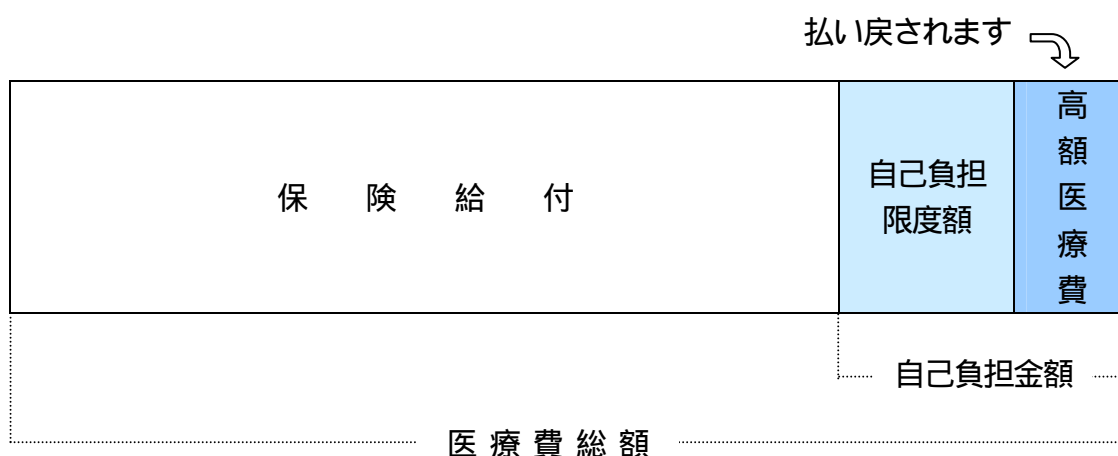
# 医療費支払いのための高額医療費融資制度のご案内

一度に高額な医療費自己負担額を支払うことが大変な場合には、次のような高額医療費融資制度を利用することもできます。

## 1. 高額医療費とは

保険診療における自己負担金額が高額になった場合には、一定の自己負担限度額を超える部分について、健康保険法等から高額医療費として払い戻しを受けることができます。

自己負担限度額等は、患者様の年齢や保険種別により異なります。



### (1) 70歳未満の一般の方

#### ア. 自己負担限度額

所得に応じて次のように区分されます。この額を超えた自己負担金額が払い戻されることとなります。

上位所得者	150,000円 + (医療費 - 466,000円) × 1%
一 般	80,100円 + (医療費 - 241,000円) × 1%
低所得者	35,400円

#### イ. 直近の1年間で4回以上高額になった場合

高額医療費に4回以上該当する場合は、4回目からは上記(ア)の自己負担限度額の基準は更に少額となり、次の区分の金額を超えた自己負担金額が払い戻されることとなります。

上位所得者	83,400円
一 般	44,400円
低所得者	24,600円